

使い捨てプラスチック削減コンテスト利用規約

使い捨てプラスチック削減コンテスト（以下「コンテスト」という）への応募には、使い捨てプラスチック削減コンテスト利用規約（以下「本規約」という）への同意が必要です。応募者は応募した時点で、本規約を承諾したものとみなします。

1 応募作品の利用について

応募作品に関する著作権等の権利は応募者に留保します。但し、吹田市環境政策室（以下運営事務局）は次に定める用途のために、応募作品を無償で利用できるものとします。

- (1) コンテスト特設サイトで公開すること。特設サイトでの公開には動画共有サイトへのアップロード、タグの貼り付けを含む。
- (2) テレビ、雑誌、Web等各種メディアにおいて、コンテストの宣伝、告知、結果発表等のために、その全部または一部を利用すること。その場合、必要に応じて字幕追加や作品の連結など、編集を行う場合があります。
- (3) その他コンテスト及び吹田市のごみ減量に関連する利用。

2 著作権等について

他人が制作した動画及び他人が考案した音楽、写真及び振り付け等の他人の著作物、企業名、商品名及び他人の肖像等が含まれる作品は、権利者の承諾を得ていない限り応募はできません。応募者はコンテストに応募した段階で、応募作品が第三者の一切の権利を侵害していないことを保証するものとします。

3 被写体の承諾について

作品の被写体が応募者と異なる場合、応募者は被写体となる者全員に本規約が適用されることについての承諾を得てください。

4 作品の規約適合について

本規約に違反する作品及び運営事務局がコンテストに相応しくないと判断した作品についてはコンテストの参加を認めません。

5 動画撮影について

応募者は動画を撮影する際、第三者に迷惑とならないよう、必ず安全な環境を確保した上で撮影を行ってください。撮影時の怪我や事故について運営事務局は一切の責任を負いません。

6 第三者からの損害賠償等について

作品について、第三者からクレームや損害賠償等の請求があった場合は、応募者は自らの責任と費用負担でこれを解決し、運営事務局が何らかの損害を蒙った場合、応募者にこれを賠償していただきます。

7 応募者の被害について

応募者がコンテストに応募したことに関連し、なんらかの被害を被った場合、運営事務局の重過失に起因する場合を除き、運営事務局は一切責任を負いません。

8 名前及び団体名の公表について

応募した作品が1次審査を通過した場合、運営事務局は応募者の名前及び団体名をコンテスト特設サイト及びコンテスト選考会で公表することがあります。

9 応募者の費用負担について

応募に際し、発生する通信料や作品製作費は応募者に負担していただきます。

10 コンテスト選考会への参加について

応募した作品が1次審査を通過した場合、原則として応募者はコンテスト選考会に参加していただきます。

11 受賞の権利について

受賞の権利を譲渡、転売、換金することはできません。

12 未成年者の応募について

未成年者の応募には保護者の同意が必要です。

附則

この規約は、平成31年4月12日から適用する。